

ID: 283

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

処分の概要	改善命令		
例規名 根拠条項	名寄市公害防止条例 第18条第1項		
例規番号	平成18年条例第152号		
<p>【根拠条文】 (改善命令) 第18条 市長は、工場等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工場等を設置している者に対し、期限を定めて当該工場等の建物及び施設の構造又は配置、公害の防止の方法、作業の方法等について必要な改善を命ずることができる。</p> <p>(1) 前条の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないとき。</p> <p>(2) 施設の管理及び整備を怠ったとき。</p> <p>2 前項の規定による命令を受けた者は、その命令に基づく改善を行ったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日